

住宅・建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

要求の内容

【事業の要件】

- 以下の要件を満たす、住宅・建築物の改修工事
 - ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
 - ② 改修前と比較して10%以上の省エネ効果が見込まれること

【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る)

【補助率・上限】

- ・補助率：1/3 (上記の改修を行う建築主等に対して、国が費用の1/3を支援)
- ・上限

<建築物>

5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
 ※ バリアフリー改修を行う場合にあつては、バリアフリー改修を行う費用として2,500万円を加算(ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

<住宅>

50万円/戸
 ※ バリアフリー改修を行う場合にあつては、バリアフリー改修を行う費用として25万円を加算(ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

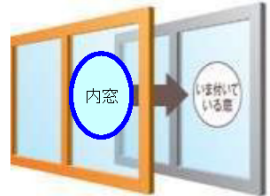
<支援対象のイメージ>

- 躯体の省エネ改修
 - ・ 天井、外壁等(断熱)
 - ・ 開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等
- 高効率設備への改修
 - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
- バリアフリー改修
 - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等

<省エネ改修例>



天井・壁等の断熱改修工事



窓の断熱改修工事